

すまいのひろば



ユトジラの
スマホ用壁紙が
ダウンロードできるよ

2023年(令和5年) 5月号

JKK東京

【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

親子ふれあい住み替え募集について

高齢者世帯が子世帯の支援のもとで安心して生活ができるよう、親子ふれあい住み替え募集を実施します。

この募集に応募できるのは、現在お住まいの都営住宅に1年以上居住している方（令和4年6月1日以前に現在お住まいの都営住宅の使用許可を受けた方）で、次の1または2に該当し、3の条件を満たす方です。

応募資格

1 親世帯募集

都営住宅にお住まいで、かつ世帯全員が65歳以上（昭和33年6月10日以前の生まれ）の親世帯（単身も可）で、子世帯の近くへ住み替えを希望される方（子世帯の住宅の種類は問いません。）

2 子世帯募集

都営住宅にお住まいの子世帯で、世帯全員が65歳以上（昭和33年6月10日以前の生まれ）の親世帯（単身も可）の近くへ住み替えを希望される方（親世帯の住宅の種類は問いません。）

3 住み替えにより、親世帯と子世帯の間の最短所要時間がおおむね30分以上短縮されること（最短所要時間は公共交通機関を使用した場合の標準的な時間です。）

<申込上の注意>

- ①都民住宅、定期使用住宅、福祉住宅（民生住宅）および引揚者住宅にお住まいの方は応募できません。
- ②使用料等を滞納している方、高額所得者に認定されている方は応募できません。
- ③申込みは、親世帯または子世帯のどちらかのみとなります。両方の世帯でそれぞれ申込みをした場合は失格となります。

もくじ

●親子ふれあい住み替え募集について	123
●一部の届出・請求でオンライン受付を開始しました！	3
●身体障害者や高齢者の方の住宅設備を改善します	4
●「誰か」のこと じゃない。	5
●「住宅用火災警報器」を取替えています！	6

5月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、5月31日(水)です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。



募集戸数

25戸（詳細は3ページのとおり）

【内訳：親世帯募集14戸、子世帯募集11戸】

必要書類

（申込時）

- 1 申込書
- 2 郵便ハガキ（63円）2枚（表面に申込者の住所・氏名を書いたもの。
抽せん番号の通知用および抽せん結果の通知用）
※ 申込書に記入もれ等がある場合は、無効となることがありますのでご注意ください。

（当せん後）

- 1 親世帯、子世帯の住民票（「世帯全員」と記載のある続柄入りのもの）
- 2 親子の関係が確認できる書類（子世帯の戸籍謄本など）

申込方法

必要書類を以下の申込先まで「郵送」してください。

【申込先】〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山
JKK東京 都営住宅募集センター 入居案内係 行

申込みは郵送で、6月14日（水）までにJKK東京 都営住宅募集センターに届いたもの
に限り受け付けします。

申込書の配布期間および場所

配布期間：令和5年6月1日（木）～6月9日（金）9時～18時 ※土・日を除く

配布期間中に、都営住宅募集センター入居案内係および各窓口センターで配布します。

抽せん日

令和5年7月中旬予定

日時等は抽せん番号の通知のハガキでお知らせいたします。

住宅のあっせん

- 1 新築住宅、車いす住宅、シルバーピア住宅へのあっせんはありません。
- 2 あっせんは、募集住宅にあき家が発生した場合に行いますので、階層等の指定はできません。
- 3 住宅は、令和5年12月頃から順次あっせんしていく予定ですが、あき家の発生状況等により時間がかかる場合があります。

その他

入居に際しては、現在お住まいの住宅の返還や必要書類の提出など、所定の手続きが必要になります。



パン田先生です
ヨロシク!

これから、「パン田先生」が余白に登場し、お子様向けに簡単なクイズやちょっとした情報を発信していきます。
どうぞよろしくおねがいします!

令和5年6月 親子ふれあい住み替え募集 住戸一覧

〈親世帯が申込みできる地区〉

申込番号	区市名	住宅名	所在地	募集戸数	入居対象	間取り	面積(m ²)	エレベータの有無
1	墨田区	墨田四丁目アパート	墨田区墨田4-22	1	1~2人	2DK	33	有
2	江東区	塩浜一丁目アパート	江東区塩浜1-5	1	1~2人	2DK	33	有
3	江東区	大島八丁目第2アパート	江東区大島8-11	1	1~2人	2DK	33	有
4	大田区	大森西三丁目アパート	大田区大森西3-1	2	1~2人	2DK	32	有
5	世田谷区	下馬二丁目アパート	世田谷区下馬2-33	2	2人	2DK	40	有
6	杉並区	高井戸西一丁目アパート	杉並区高井戸西1-31	1	1~2人	1DK	32	有
7	足立区	鹿浜五丁目アパート	足立区鹿浜5-24	1	1~2人	2DK	33	有
8	足立区	弘道二丁目第3アパート	足立区弘道2-21	1	1~2人	1DK	34	有
9	八王子市	八王子石川町第2アパート	八王子市石川町1920	1	1~2人	1DK	42	有
10	府中市	府中南町四丁目アパート	府中市南町4-40	1	1~2人	1DK	32	有
11	町田市	高ヶ坂第2アパート	町田市高ヶ坂7-28	1	1~2人	1DK	34	有
12	稲城市	大丸第2アパート	稲城市大丸526	1	1~2人	1DK	34	有

〈子世帯が申込みできる地区〉

申込番号	区市名	住宅名	所在地	募集戸数	入居対象	間取り	面積(m ²)	エレベータの有無
13	新宿区	戸山ハイツアパート	新宿区戸山2	1	2人以上	3K	38	無
14	墨田区	横川五丁目第2アパート	墨田区横川5-9	1	2人以上	2DK	54	有
15	品川区	東品川第5アパート	品川区東品川2-6	1	2人以上	3DK	37	有
16	中野区	白鷺一丁目第3アパート	中野区白鷺1-4	1	2人以上	2K	37	有
17	杉並区	久我山一丁目第2アパート	杉並区久我山1-8	1	2人以上	2DK	40	有
18	北区	桐ヶ丘一丁目アパート	北区桐ヶ丘1-16	1	2人以上	2DK	56	有
19	練馬区	練馬関町北四丁目第4アパート	練馬区関町北4-24	1	2人以上	2DK	54	有
20	足立区	西保木間一丁目アパート	足立区西保木間1-21	1	2人以上	2DK	39	有
21	武蔵野市	武蔵野緑町二丁目第3アパート	武蔵野市緑町2-6	1	2人以上	2DK	52	有
22	調布市	調布緑ヶ丘二丁目アパート	調布市緑ヶ丘2-30	1	2人以上	2DK	40	有
23	国分寺市	国分寺本町四丁目アパート	国分寺市本町4-17	1	2人以上	2DK	57	有

■ 親子ふれあい住み替え募集についてのお問い合わせ先

JKK東京 都営住宅募集センター 入居案内係 ☎03-3498-8894(代)

一部の届出・請求でオンライン受付を開始しました!

東京都行政手続クラウド申請ツール[※]を利用し、スマホ等で都営住宅等の一部の届出や請求が可能になりました。ぜひご利用ください。

(対象となる手続き)

- ・【住宅使用料等】【駐車場利用料】口座振替依頼書の請求
- ・【住宅使用料等】納付書の再発行
- ・有料駐車場 登録事項変更届(車両変更)



※東京都が運営する電子申請システムです。

ツールの利用には、アカウント登録が必要です。ツールのシステム操作全般のお問い合わせは、東京都デジタルサービス局となります。



画面イメージ



身体障害者や高齢者の方の住宅設備を改善します

JKK東京では、身体障害者や高齢者の方を対象に、お住まいの都営住宅の住戸内の設備改善を実施しています。以下の申込資格①～③のすべてを満たしている方は、JKK東京の窓口センターでお申込みいただけます。なお、申込状況によっては、実施するまで時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申込資格

- ① 次のア、イ、ウのいずれか1つ以上に該当する方が居住していること
ア. 身体障害者手帳4級以上の身体障害者（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由）
イ. 戦傷病者手帳を交付された恩給法別表第1号表ノ三第1款症以上の身体障害者
ウ. 65歳以上の高齢者
- ② 認定所得月額が、一般都営住宅の入居収入基準を超えていないこと（収入超過者・高額所得者はお申込みできません）
- ③ 住宅使用料の滞納がないこと

必要書類

- ① 住宅設備改善申込書
- ② 「身体障害者手帳」等の氏名、住所、等級がわかる部分のコピー（身体障害の方のみ）

申込方法

JKK東京の窓口センター、白鬚出張所に必要書類をご提出ください。

住宅設備の改善対象とならない住宅

- ① 住宅の構造上、工事ができない住宅
- ② 建替予定または閉鎖予定の住宅
- ③ 住宅設備の改善対象となる設備がすでに設置されている住宅
- ④ 地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅

住宅設備の改善内容

- ① 玄関・トイレ・浴室などに手すりの設置
- ② 浴室戸を中折れ戸等に改修
- ③ 玄関ドアノブ等をレバーハンドル・ドアガードに取替
- ④ トイレにコンセントの設置
（風呂場と一体型のトイレは除く）
- ⑤ 玄関付近に照明器具の増設（住戸内）
- ⑥ 玄関にインターホンの設置（緊急連絡用装置付き）
- ⑦ 台所に火災報知器[回転灯付]の設置
（聴覚障害の方が対象です）
- ⑧ 台所にガス漏れ警報器等の設置

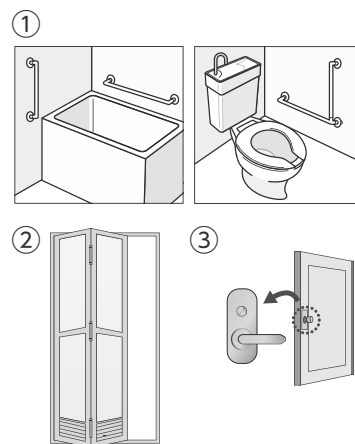
※実施項目は対象者によって異なります

※対象設備の仕様は住宅によって異なります

※⑥及び⑧は聴覚障害の方の場合 [回転灯付] となります

※⑦及び⑧は、⑥と同時申込、または⑥と同等のインターホンが設置済であることが必要です

<改善内容の例>



■住宅設備改善に関するお問い合わせ先

6 ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号①まで

「誰か」のこと じゃない。 5月1日(月)～7日(日)は憲法週間です。

5月3日は憲法記念日です。毎年、憲法記念日を中心とする5月1日から7日までの1週間は憲法週間とし、全国的に様々な取り組みが行われています。

日本国憲法は、侵すことのできない永久の権利として、国民の基本的人権を保障しています。

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きる権利」です。

しかし今でも、差別的な表現、いじめや虐待、ストーカー行為など、他者の人権を考えないような問題が起きています。

誰もが幸せに暮らせるようお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていくことが大切です。

これまでの事例から…

都営住宅における差別落書き

都営住宅の共用施設で、同和地区出身者や障害者などに関する差別的表現や、入居者を誹謗・中傷する内容の悪質な差別落書きが見つかっています。

差別落書きは、関係する人々を傷つけ、生活を脅かすばかりでなく、そのままにしておくと差別意識を拡大してしまうおそれがあります。このような行為は決して許されるものではありません。

差別落書きを見つけた際には、速やかにご連絡ください。

東京都住宅政策本部都営住宅経営部 ☎03-5320-4981
JKK東京 お客さまセンター ☎0570-03-0072

東京都人権プラザの御案内

東京都人権プラザは、東京都が設置した人権啓発のための拠点施設です。東京2020大会のレガシーである「パラリンピックムラール」の展示や、高齢者、障害者、妊婦等が感じている様々なバリアの一部を体験できるゾーン、図書資料室等もあり、人権について「体験し」「交流し」「気づき」「理解」することができます。是非一度訪れて、人権について学んでみませんか。



所在地：東京都港区芝2-5-6
芝256スクエアビル1階・2階
電話：03-6722-0123
HP：<https://www.tokyo-hrp.jp/>
開館時間：9時30分から17時30分まで
休館日：日曜日、年末年始

■お問い合わせ先

東京都総務局人権部人権施策推進課 ☎03-5388-2588(直通)

人権部ホームページ

じんけんのとびら

検索



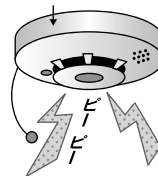
「住宅用火災警報器」を取替えています!

住戸内に設置している住宅用火災警報器の取替工事を進めています。

この警報器は東京都火災予防条例により設置及び維持管理が義務付けられた設備ですので、概ね10年で定期的な取替えが必要です。お住まいのみなさんの不在等により取替えができていない場合、火災の発見が遅れる可能性があります。工事のお知らせがあった場合は、取替え作業にご協力をお願いいたします。

また、住宅用火災警報器が設置されていない場合は、JKK東京 お客さまセンター（下記の電話番号②）へご連絡をお願いいたします。

この部分に設置年度が記載してあります



◆訪問販売等の悪質な業者にご注意ください◆

取替工事はJKK東京が発注した工事会社が行います。費用は一切かかりません。みなさん自身で購入する必要もありません。

もし警報音が鳴ったときは…

◆火災のとき◆

火元を確認し避難してください。119番通報と可能であれば初期消火を行ってください。消防への通報とあわせて、JKK東京 お客さまセンター（下記の電話番号②）にもご一報ください。

◆火災ではないとき◆

本体の警報停止ボタンを押していただくか、ひもを引いてください。警報音が止まり、通常の状態に戻ります。その後、室内の換気をしてください。

☆お問い合わせは、JKK東京 お客さまセンターへ☆

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

① 各種お手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

ナビダイヤル

☎0570-03-0071

携帯電話の無料通話分や割引サービスがご利用可能な方

☎03-6279-2652



② 修繕のお申込み・ご相談 漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、 居住者の安否に関わる緊急のご連絡は 24時間365日対応

ナビダイヤル

☎0570-03-0072

携帯電話の無料通話分や割引サービスがご利用可能な方

☎03-6279-2653



ナビダイヤルとは

固定電話からおかけの場合、市内通話料金で通話できます（公衆電話を除く）。
携帯電話からおかけの場合、各電話会社の無料通話分や割引サービスは適用されません。

- すべての電話番号で通話料がかかります。
- お客さまセンターでは、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は電話が混み合いつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。
- 「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

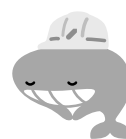
ホームページ のご案内

東京都住宅政策本部

<https://www.jutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/>

JKK東京（東京都住宅供給公社）

<https://www.to-kousya.or.jp/>



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。
SAVE THE GREEN EARTH!